

該当する人は5月中に申請を 児童手当の手続きのご案内

小学校6年生までの児童を養育し、平成18年分の所得が制限額未満の人(左表参照)で、次の①～③に該当し、手当を受給していないと思われる人は、5月中に手続きをしてください。

① 出産・転入後まだ手続きをしていない人
② 前年に所得制限で支給対象とならなかった人
③ 退職後、厚生年金に再加入した人
※公務員の人は勤務先でお尋ねください。

● **手当月額** 3歳未満↓一律月額1万円、3歳以上↓第1子・第2子/月額5千円、第3子以降/月額1万円

● **支給方法** 申請の翌月分から対象となり、支払いは年3回(2月・6月・10月)まとめて指定の口座へ振り込み

● **申請に必要なもの**
① 認め印
② 養育者名義の振込口座の分かるもの(郵便局を除く)
③ 平成19年度児童手当用所得証明書(平成19年1月2日以降に転入した人のみ)
④ 健康保険証

●所得制限額表(平成18年分)

主たる生計者の所得と現在の加入年金の状況で判断してください。

扶養親族数※	【児童手当】	【特例給付】
	国民年金・厚生年金・共済年金加入の人、年金未加入の人	厚生年金・共済年金加入の人
0人	4,680,000円(未満)	4,680,000円(以上)～5,400,000円(未満)
1人	5,060,000円(未満)	5,060,000円(以上)～5,780,000円(未満)
2人	5,440,000円(未満)	5,440,000円(以上)～6,160,000円(未満)
3人以上	1人増すごとに38万円加算	1人増すごとに38万円加算

※扶養親族数は、控除対象配偶者を含みます。社会保険料控除8万円は加算済みです。

■該当するか確認してみましょう

- ① 認め印
 - ② 養育者名義の振込口座の分かるもの(郵便局を除く)
 - ③ 平成19年度児童手当用所得証明書(平成19年1月2日以降に転入した人のみ)
 - ④ 健康保険証
- **給与所得のみの人** 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を確認してください。
- **確定申告をした人** 確定申告書控の次の金額を確認してください。確定申告書Aで申告↓所得金額合計欄「合計⑤」、確定申告書Bで申告↓所得金額合計欄「合計⑨」
- ただし次に該当する場合は、所得金額から控除してください。
- ① 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除↓申告額が控除できます。
 - ② 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除↓27万円
 - ③ 寡婦控除(特定)↓35万円
 - ④ 特別障害者控除↓40万円
 - ⑤ 老人扶養(70歳以上)控除↓6万円
- ※②④の障害者・特別障害者控除は、本人や扶養親族が対象です。
- ※③は、扶養親族となる子があり合計所得金額が500万円以下の場合が対象です。

問い合わせ▼児童課

春の行政相談週間と さわやか行政サービス推進月間

総務省では、国や特殊法人の仕事に対しての苦情や意見・要望を直接お聞きして、行政運営を改善させるため「行政相談」を行っています。

毎年5月を「さわやか行政サービス推進月間」とし、重点的に苦情や意見・要望を受け付けます。また、21日(月)から27日(日)まで「春の行政相談週間」を実施します。

● **新たに委嘱された行政相談員** 黒柳一明(小川町/☎99-1488)

※委嘱期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日まで。

■常設相談窓口

- **中部管区行政評価局首席行政相談官室** ☎052-972-7416 / FAX 052-972-7419 / ホームページ: <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu.htm>
- **メール(行政苦情110番)** 110cyb32@soumu.go.jp
- **行政苦情110番** ☎0570-090110
- **名古屋総合行政相談所** ☎052-961-4522

■市の行政相談

- 5月の相談は次のとおり行います。
- **とき** 5月1日(火)・22日(火) 午前9時～午後3時
- **ところ** 市役所北庁舎1階相談室
- **行政相談員** <敬称略> 大見智子(新明町/☎76-3322)、高見加代子(今本町/☎98-0801)



朝夫が行く①

焼却炉潜入記

3月はじめ、ごみ焼却場のボイラー緊急修理時に、初めて焼却炉の内部に入りました。防塵服に命綱をつけての潜入です。焼却炉は3階建てビルほどの高さ。作業用に足場が組まれています。焼却時の温度は約950度。内壁は耐火レンガで覆われ、「クリンカ」と呼ばれる「ごみの燃えかすのかたまり」が、数十センチの厚さで、いたるところに付着していました。

ここ数年、クリンカが急激に増え、焼却炉内の各所が目詰まりを起こすトラブルが頻発しています。原因はごみの増加、特にプラスチック系ごみの増加です。



焼却炉内に付着したクリンカ

ボイラー管の予想外の劣化もおそらくこれが原因。昨年、焼却炉内の清掃作業の回数を増やしています。当日は、作業員の皆さんが天井の高さが1.5メートルもないような場所です。防塵服を着込んで体をかがめ、こびりついたクリンカをヘラで懸命にはがしていました。30分も作業を続けるとフラフラになるそうです。この作業を数日間。仕事とはいえ、本当に頭が下がりました。指定袋に詰めて収集場所に出せば、とりあえず目の前からごみは消えます。でも、焼却場でうまく燃やせなければ、どこかでごみがあふれてしまいます。さらに、ごみを燃やして残る焼却灰。この処理がまた問題。



狭い場所での清掃作業

一部は名古屋市内の民間施設でさらに高温で溶かし、無害化し、敷石として再生利用しています。残りは衣浦ポートアイランドに埋め立てていますが、その寿命は長くても数年。すべてを溶融処理すると年間3.5億円の経費が必要で、見えないところでごみの後始末をしてくれる人々、焼却場や埋立て処分場などに大きな負担をかけ、多額の財政支出をすること、私たちが快適に暮らすことができています。何とかして焼却ごみを減らせないか。そんなことを改めて考えさせられた「焼却炉潜入」でした。

副市長(環境政策担当) 山田 朝夫

油ヶ淵水辺公園の計画作り ワークショップ参加者募集

愛知県では、安城市と碧南市にまたがる油ヶ淵を中心とした区域に広域公園「油ヶ淵水辺公園」の整備を計画しています。地域に愛される公園を目指して、平成19年度からは、公園の具体的な整備計画などを県民の皆さまとともに考えるワークショップを開催する予定です。

公園づくりや環境学習、ボランティア活動などに興味のある人を募集します。

● **応募資格** 愛知県内に在住、在勤、在学(小学生は4年生以上で保護者同伴)の人

● **内容** 安城市内または碧南市内で月1回、日曜日の午後1時30分から2～3時間程度開催予定

● **応募期間** 5月1日(火)～31日(木)

● **応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、郵送、ファクス、Eメールで事務局(県知立建設事務所建設第二課企画・調整グループ)へ

● **問い合わせ** 県知立建設事務所建設第二課企画・調整グループ ☎(82)3111(代表)、市公園緑地課 ☎(82)3226、Eメール ↓



問い合わせ▼
県知立建設事務所建設第二課企画・調整グループ
☎(82)3111(代表)、市公園緑地課
☎(82)3226、Eメール ↓